

地下水質調査における砒素の基準値超過への対応について

1 概況調査

令和5年度地下水の水質の測定に関する計画（以下、「測定計画」という）に基づく概況調査で、砒素※が環境基準を超過

○ 結果 (mg/L)

	調査地点	結果	環境基準
①	亘理町逢隈鷺屋（令和5年6月）	0.098	0.01

2 汚染井戸周辺地区調査

「地下水質モニタリングの手引き」（平成20年8月 環境省水・大気環境局 地下水・地盤環境室）に基づき、半径500mの範囲に存在する井戸5地点で調査を実施
調査地点全てで環境基準未満であった。

3 環境基準超過井戸への対応

- 環境基準超過井戸の状況
 - ・ 飲用利用なし
 - ・ 上水道敷設済であることを確認
→人体への健康影響について蓋然性は著しく低いと考えられる
- 井戸所有者に対して飲用を控えるよう再度助言等を実施

4 汚染源推定調査

「地下水質モニタリングの手引き」に基づき、以下の調査を実施したところ、周辺に工場等がみられず、当該地域の地質傾向から自然由来と考えられる。

- 汚染井戸周辺地区調査 実施井戸所有者への聞き取り
- 水質汚濁防止法等の履歴調査
- 亘理町及び塩釜保健所岩沼支所による周辺履歴調査

5 今後の対応

汚染状況の経年変化を確認するために、環境基準超過井戸1地点に対し、令和6年度測定計画において継続監視調査を実施

※砒素

- 存在として鉱山排水、工場排水、温泉などの混入や、地下水では主に地質による影響がある。
- 急性毒性として、嘔吐、下痢、貧血、感覚異常等。慢性毒性として皮膚の角化症、鳥足症、皮膚ガン等の影響。